

株式会社 技研 確認検査業務手数料規定 別表(*0)

第1-1 建築物に関する確認申請手数料(建築基準法第6条第1項第3号(*1))(*2)

床面積の合計	基本料金①	構造審査 (計算による)②	天空率加算③	日影加算④
100㎡以内	28,000 円	27,000 円	8,000 円	8,000 円
100㎡を超え200㎡以内	35,000 円			

第1-2

床面積の合計	計画変更	中間検査	再検査(*4)	完了検査	追加説明書
100㎡以内	20,000 円	28,000 円	15,000 円	30,000 円	6,000 円
100㎡を超え200㎡以内	25,000 円	38,000 円	19,000 円	38,000 円	

第2-1 建築物に関する確認・検査申請手数料(建築基準法第6条第1項第3号を除く、および工事種別が「増築、改築、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替」の場合(*5))(*3)

床面積の合計	基本料金①	構造審査 (仕様規定)②	構造審査 (計算による)②	ルート2審査 追加料金③(*8)	天空率加算④	日影加算⑤	省エネ仕様基準⑥
100㎡以内	33,000 円	/	30,000 円	150,000 円	8,000 円	8,000 円	15,000 円
100㎡を超え200㎡以内	42,000 円				8,000 円	8,000 円	
200㎡を超え500㎡以内	65,000 円				10,000 円	10,000 円	
500㎡を超え1000㎡以内	130,000 円				13,000 円	13,000 円	
1000㎡を超え2000㎡以内	238,000 円			180,000 円	24,000 円	24,000 円	
2000㎡を超え5000㎡以内	435,000 円			200,000 円	44,000 円	44,000 円	
5000㎡を超え10000㎡以内	570,000 円			250,000 円	57,000 円	57,000 円	
10000㎡を超え50000㎡以内	950,000 円			300,000 円	95,000 円	95,000 円	
50000㎡を超えるもの	※			※	※	※	

第2-2

床面積の合計	計画変更*16	中間検査	再検査(*4)	完了検査	省エネ適判物件 追加手数料*15	追加説明書	用途変更(*7)
100㎡以内	23,000 円	34,000 円	17,000 円	37,000 円	6,000 円	6,000 円	/
100㎡超を超え200㎡以内	29,000 円	45,000 円	23,000 円	47,000 円	7,000 円	6,000 円	
200㎡を超え500㎡以内	46,000 円	65,000 円	33,000 円	68,000 円	14,000 円	6,000 円	130,000 円
500㎡を超え1000㎡以内	91,000 円	103,000 円	52,000 円	129,000 円	26,000 円	13,000 円	260,000 円
1000㎡を超え2000㎡以内	167,000 円	157,000 円	79,000 円	207,000 円	41,000 円	24,000 円	476,000 円
2000㎡を超え5000㎡以内	305,000 円	231,000 円	116,000 円	284,000 円	57,000 円	44,000 円	870,000 円
5000㎡を超え10000㎡以内	399,000 円	314,000 円	157,000 円	389,000 円	78,000 円	57,000 円	1,140,000 円
10000㎡を超え50000㎡以内	665,000 円	570,000 円	285,000 円	678,000 円	136,000 円	95,000 円	1,900,000 円
50000㎡を超えるもの	※	※	※	※	※	※	※

第3 建築設備、工作物に関する確認申請手数料

区分		基本料金	計画変更	完了検査
工作物	高さ5m以下	35,000 円	17,000 円	30,000 円
	高さ10m以下	40,000 円	20,000 円	35,000 円
	高さ20m以下	70,000 円	35,000 円	40,000 円
	高さ20m超	150,000 円	75,000 円	50,000 円
建築設備(型式部材製造者認証を受けたもの)		25,000 円	12,000 円	30,000 円
建築設備(上記以外もの)		35,000 円	17,000 円	30,000 円
小荷物専用昇降機		25,000 円	12,000 円	30,000 円

第4 建築物の仮使用手数料(*12)(*13)(*14)

床面積の合計	基本料金	検査手数料	審査+検査手数料
200㎡以内	84,000 円	50,000 円	134,000 円
200㎡を超え 500㎡以内	130,000 円	72,000 円	202,000 円
500㎡を超え 1000㎡以内	260,000 円	137,000 円	397,000 円
1000㎡を超え 2000㎡以内	476,000 円	219,000 円	695,000 円
2000㎡を超え 5000㎡以内	870,000 円	301,000 円	1,171,000 円
5000㎡を超え 10000㎡以内	1,140,000 円	412,000 円	1,552,000 円
10000㎡を超え	1,900,000 円	719,000 円	2,619,000 円

備考

- *0 上記手数料はFD申請及び電子申請の場合による、書類申請の場合は基本料金を3000円を加算した金額となります。
- *1 第1-1、1-2の手数料表は建築基準法第6条の4第1項各号に関する確認の特例が有の場合の手数料となります。
確認の特例が無い場合は、第2とします。
- *2 第1-1、1-2の手数料表は①～④までの該当項目を加算した金額が手数料となります。
- *3 第2-1、2-2の手数料表は①～⑥までの該当項目を加算した金額が手数料となります。
- *4 「再検査」とは以下に該当する検査とします。
①再度、現場検査が必要となり再受検する中間検査及び完了検査
②中間検査不適合後に計画変更をし、再受検する中間検査
③当日(前営業日の午後1時以降を含む)の中間検査及び完了検査のキャンセル
- *5 工事種別が「増築」である場合の手数料は第2によります。
①同一棟の増築の場合 申請部分+(申請以外の部分×1/2)=手数料算定面積
②別棟の増築の場合 申請部分+(申請以外の部分のうち、遡及適用の範囲×1/2)=手数料算定面積
遡及適用の範囲は、審査担当とご相談下さい。
- *6 検査の「床面積の合計」は、検査対象部分の床面積とします。
- *7 用途変更の場合の「床面積の合計」は、当該用途変更部分の床面積とします。
- *8 ルート2審査対象物件は、該当金額が加算されます。計画変更の際は手数料を半額とします。
- *9 昇降機は、建築物と一体申請した場合でもそれぞれの手数料が必要になります。
- *10 上記手数料表にあてはまらない場合及び※は、ご相談の上決定するものとします。
- *11 他機関で確認申請をされた物件は、お引き受けできない場合がございます。
- *12 特定行政庁が実施する仮使用認定において、特定行政庁から当社に検査の依頼がある場合はお問合せ下さい。
- *13 仮使用認定の床面積とは、仮使用認定に係る部分の対象床面積の合計とする。
- *14 仮使用認定を受けた建築物の完了検査にあつては、当該建築に係る部分の床面積から仮使用認定に係る部分の床面積を除く。
- *15 省エネ適判物件は完了検査手数料に追加手数料を加算した金額が手数料となります。
- *16 計画変更は手数料表 第1-1、1-2、第2-1、2-2 ①～⑥までの該当項目を加算した金額が手数料となります。(一戸建て住宅を除く)

この表は法改正等の理由により変更することがあります。
令和7年4月1日改定

株式会社 技研 確認検査業務手数料規定 別表

確認検査加算額（エリア料金）

エリアⅠ	大阪府(府下全域) 兵庫県(神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、川西市、猪名川町) 京都府(京都市、向日市、長岡京市、城陽市、宇治市、久御山町、八幡市、大山崎町、精華町、木津川市、井手町、京田辺市) 奈良県(奈良市、生駒市、斑鳩町、平群町、三郷町、安堵町、王寺町、河合町、広陵町、上牧町、大和郡山市、香芝市、川西町、三宅町、大和高田市、田原本町、天理市)	発生しない
エリアⅡ	兵庫県(三田市) 奈良県(桜井市、橿原市、葛城市、御所市)	5,000
エリアⅢ	兵庫県(明石市、三木市、篠山市) 京都府(亀岡市、南山城村、京丹波町、南丹市、笠置町、和東町、宇治田原町) 奈良県(五條市、大淀町、吉野町、下市町、宇陀市、明日香村) 和歌山県(和歌山市、橋本市、九度山町、かつらぎ町、紀の川市、岩出市) 滋賀県(大津市、草津市)	10,000
エリアⅣ	兵庫県(稲美町、播磨町、加古川市、加西市、小野市、加東市、西脇市、高砂市、多可町、丹波市、淡路市、洲本市) 奈良県(曾爾村、御杖村、天川村、野迫川村、旧月ヶ瀬村、旧都祁村、山添村、黒滝村、東吉野村、川上村) 和歌山県(紀美野町、海南市、高野町) 滋賀県(近江八幡市、竜王町、甲賀市、湖南市、野洲市、栗東市、守山市)	20,000
エリアⅤ	上記エリアⅠ～Ⅳ以外の区域	30,000

※他の制度でもエリア料金が発生する場合は、確認検査による手数料のみを加算する。

手数料の徴収方法及び徴収時期

1.徴収方法

手数料は、受け付けた件数毎に現金での支払い又は、振込み入金によるものとする。
(※振込みによる場合は、弊社指定りそな銀行の口座への振込み。)
但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は検査申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。
但し、掛売の場合は除く。

3.出張費

エリア毎に、手数料に加え出張費を加算するものとする。